

大和市告示第179号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、大和市立渋谷学習センター施設使用料及び大和市立渋谷小学校施設使用料の徴収事務を次のとおり委託した。

平成28年9月9日

大和市長 大 木 哲

- 1 受託者の名称 株式会社有隣堂藤沢営業所  
所長 芦部 浩二郎
- 2 受託者の所在地 藤沢市南藤沢二丁目2番1号 フジサワ名店ビル6階
- 3 委託期間 平成28年9月1日から平成31年3月31日まで